

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 客引き行為等の禁止（第6条—第15条）

第3章 客引き行為等対策審議会（第16条—第18条）

第4章 補則（第19条—第23条）

第5章 罰則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所であって、公共の用に供されるものをいう。
- (2) 客引き行為等 客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為をいう。
- (3) 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって誘う行為をいう。
- (4) 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。
- (5) 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、次に掲げる行為を伴う役務に従事するよう言動によって勧誘する行為をいう。

ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為

を含む。)

イ 歓乐的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなす行為

(6) 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(7) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。

(8) 事業者 本市の区域内で事業（準備行為を含む。）を営む個人及び法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、熊本県、熊本県警察本部、本市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関及び地域団体（市内に存する自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携し、公共の場所における客引き行為等の禁止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

（市民等及び事業者の責務）

第4条 市民等及び事業者は、本市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努めるものとする。

（禁止地区における地域団体の責務等）

第5条 次条第1項に規定する禁止地区を活動の範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の地域団体のうち、客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進すると認める団体を指定し、必要な支援を行うことができる。

第2章 客引き行為等の禁止

（客引き行為等禁止地区の指定等）

第6条 市長は、公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、客引き行為等禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、禁止地区を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 禁止地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

(禁止地区内における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、禁止地区内において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(客引き行為等を用いた営業の禁止)

第8条 事業者は、前条の規定に違反する客引き行為等をした者又は当該客引き行為等に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者に、次に掲げる行為をさせてはならない。

(1) 客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為

(2) 当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設（以下「店舗等」という。）で第2条第5号ア又はイの行為を伴う役務に従事させる行為

(指導)

第9条 市長は、前2条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認める者に対し、当該違反行為を中止するよう必要な指導をするものとする。

(警告)

第10条 市長は、前条の指導を受けた者が更に当該指導に係る違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう警告をすることができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の警告を受けた者が更に当該警告に係る違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。ただし、第4号に掲げる事項は、当該命令に違反して行われた違反行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限り、公表するものとする。

(1) 当該命令の内容

(2) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該命令に違反した者を特定するために必要な事項

(4) 当該命令に違反して行われた違反行為に係る店舗等の名称及び所在地

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、同項の命令を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（土地等の所有者等への通知）

第13条 市長は、前条第1項の規定による公表をする場合であって、店舗等の用に供するための土地又は建物（これらの一部を含む。次条において同じ。）を貸与する者（転貸する者を含む。次条において同じ。）があるときは、所有者又は管理者に対し、当該公表をする事項（同項ただし書の規定により、同項第4号に掲げる事項が公表されない場合における当該事項を含む。）を通知することができる。

（貸与に係る契約上の措置）

第14条 禁止地区に所在する土地又は建物を他人に貸与する者は、次に掲げる内容を趣旨とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該貸与に係る契約（その更新の契約を含む。以下同じ。）の締結に際し、その相手方に、違反行為をしない旨を約させること。

(2) 当該貸与に係る契約において、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。

（警察署長等への協力要請）

第15条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係団体に対し、必要な協力を求めることができる。

第3章 客引き行為等対策審議会

（審議会の設置）

第16条 禁止地区の指定に関する事項及び客引き行為等の禁止に関し市長が必要と

認める事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、熊本市客引き行為等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第 17 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者、地域団体の代表者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 18 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

第 4 章 補則

（違反行為者への質問等）

第 19 条 市長は、第 9 条の指導、第 10 条の警告及び第 11 条第 1 項の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、違反行為をした者又は当該違反行為に関係のある者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問し、又は資料の提示を要求することができる。

2 市長は、第 9 条の指導、第 10 条の警告及び第 11 条第 1 項の規定による命令を行うとき並びに同項の規定による命令を受けた者が更に違反行為をしていると認めるときは、当該違反行為をした者を特定するため、ビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。

3 前 2 項の規定による質問若しくは資料の提示の要求又は機器を用いた撮影を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（報告の徴収）

第 20 条 市長は、公共の場所における客引き行為等の禁止のために必要な限度において、違反行為をした者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入調査等）

第 21 条 市長は、第 9 条の指導、第 10 条の警告及び第 11 条第 1 項の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、当該職員に、違反行為をした者の店舗等に立ち入り、当該違反行為の事実及び当該違反行為をした者の特定のため

に必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用上の注意)

第22条 この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第20条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第21条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第14条まで、第19条から第21条まで、第24条及び第25条の規定は、平成31年4月1日から施行する。